2023/10/24

インボイス制度下での年会費等について

知的オフィス環境推進協議会
会長　三木光範

本協議会会員の皆さまにはいつも大変お世話になっております。

さて、2023 年 10 月 1 日より開始されたインボイス制度に伴い、本協議会の年会費等の請求に関して運営委員会で議論した結果、次の通り運用を開始しましたので、お知らせします。

1. 本協議会の年会費を 2024 年度から次の通り記載する。

会員種別	年会費 （2023年まで）	新年会費 （2024年度から）	無料参加枠
理事会員	¥150,000 （消費税込）	¥150,000 （不課税）	10名
プレミアム会員	¥80,000 （消費税込）	¥80,000 （不課税）	5名
正会員	¥50,000 （消費税込）	¥50,000 （不課税）	3名
準会員	¥30,000 （消費税込）	¥30,000 （不課税）	1名
個人会員	¥10,000 （消費税込）	¥10,000 （不課税）	1名
特別会員	¥0	¥0	1名

2. メール会員の都度参加費は次の通りとする。

リアル参加で 現地払い	リアル参加で 請求書払い	オンライン参加で 請求書払い
¥9,000 （不課税）	¥10,000 （不課税）	¥5,000 （不課税）

3. 会員の無料参加枠を越えた追加参加費

リアル参加で 現地払い	リアル参加で 請求書払い	オンライン参加で 請求書払い
¥4,500 （不課税）	¥5,000 （不課税）	¥3,000 （不課税）

記載変更の理由：

本協議会は営利事業を行っておらず、非営利の任意団体であり、毎年 5 月頃に開催する総会において前年度の決算報告を行い、営利事業を行っていないことを明確に示してきました。このため、本協議会は消費税の免税事業者であります。

しかしながら、毎年の年会費請求時には、そのことを明確にせず、請求書には誤って「内税」や「消費税込み」の記載を行ってきました。このため、各企業様においては、経理上、消費税相当額を含んだ金額として支払って頂いておりました。

したがって、インボイス制度の発足により、一般的には免税事業者は課税事業者となって消費税額を明示し、適格請求書を発行する必要があります。しかしながら、本協議会のように、営利事業を行っていない事業者は、そもそも課税事業者では無く、かつ、請求書を受け取った企業様におかれましても、年会費に関する請求書に関して仕入れ額控除の対象とはならず、不課税として経理処理されていることから、実質的な支払い額が増えることもないと思います。このことは国税庁の「会費や入会金の仕入税額控除」サイトをご覧頂ければと思います。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6467.htm

また、会費は不課税となることは次のサイトからご確認頂けます。

https://jicpa.or.jp/news/information/2019/20190917vzu.html

このため、本協議会としては、従来の請求書に「消費税込み」と記載していたことに関してお詫びを申し上げると共に、今後は「不課税」と記載して、経理において仕入れ額控除ができないことを明確にして、ご請求をさせて頂きたく、なにとぞご理解とご了承を宜しくお願い申し上げます。

なお、メール会員の都度参加費と、会員の追加参加費に関しても同様ですが、リアル参加において現金支払いをされる場合には、それぞれ 10%の割引としたく、宜しくお願い申し上げます。これは、請求書の発行事務作業が軽減されるからです。

なお、本件に関してご質問がある場合にはご遠慮なく会長までご連絡を宜しくお願い申し上げます。

会長　三木光範（メール：mmiki@mail.doshisha.ac.jp、電話：080-4567-8828）

以上

知的オフィス環境推進協議会　事務局
610-0321 京田辺市多々羅都谷 1-3
同志社大学理工学部インテリジェント情報工学科
知的システムデザイン研究室気付
知的オフィス環境推進協議会

メール：jimu-soepa@mwind.jp（事務局）
mmiki@mail.doshisha.ac.jp（会長）
電話：080-4567-8828（会長）